

個人情報保護委員会について

所掌について

- 個人情報保護委員会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを任務として設立された合議制の独立機関。

【マイナンバー法関係】

マイナンバー法は内閣府が所管

行政機関等

地方公共
団体等

民間

監視・監督

個人情報保護委員会

個人情報保護に関する
基本方針の策定・推進
広報啓発

国際協力

監視・監督等

苦情あっせん

【個人情報保護法関係】

個人情報保護法は委員会が所管

民間

監督

監視・監督

行政機関等

【行政機関個人情報保護法等関係】

※非識別加工情報に関連する部分のみ監視・監督

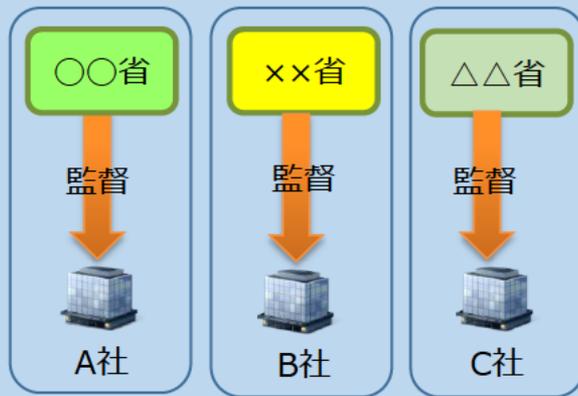
委員会の役割について

○個人情報保護委員会とは

- 内閣府の外局、高い独立性のある行政機関
- 主務大臣が有していた監督権限を個人情報保護委員会へ一元化
- 事業者に対して、必要に応じて報告を求めたり立入検査を行うことができる
また、実態に応じて、指導・助言、勧告・命令を行うことができる

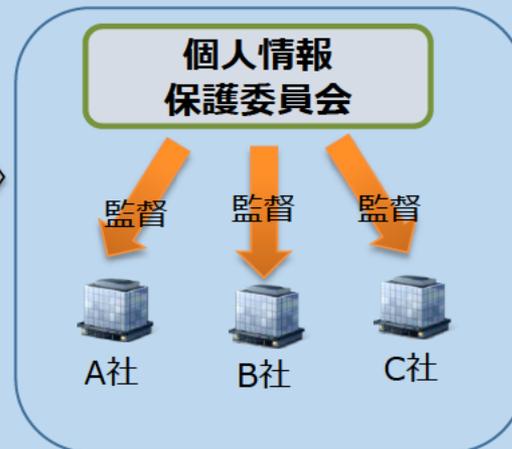
民間事業者の監督体制

改正前（主務大臣制）



重畳的な監督、所管省庁が不明確
といった課題

改正法の全面施行後



一元的な監督体制

公的機関の監督体制*

行政機関個人情報保護法
(対象：国の行政機関)

独立行政法人等
個人情報保護法
(対象：独立行政法人等)

個人情報保護条例
(対象：地方公共団体等)

※公的機関の監督体制は、
個人情報保護法の改正前後
で変更はない。

(※) 個人情報保護法の具体的な指針として定めた4つのガイドラインを規定
「通則編(個人情報保護法全体の解釈、事例)」「外国にある第三者への提供編」
「第三者提供時の確認・記録義務編」「匿名加工情報編」

個人情報保護委員会の活動実績 (平成30年4月～平成31年3月)

窓口での相談受付件数

16,669 件

相談窓口の受付件数

広報・啓発

215回、約15,000人の参加者

個人情報保護法、マイナンバーガイドライン等
に関する説明会の開催状況

個人情報の適正な取扱いに関する監視・監督

4,380 件

漏えい報告等

※委任先省庁経由、認定団体経由分を含む

32 件

立入検査の実施

※委任先省庁実施分を含む

238 件

指導・助言

※委任先省庁実施分を含む

444 件

報告徴収

※委任先省庁実施分を含む

16 件

あつせん

最近の執行事例① フェイスブックリンクに対する指導

平成30年10月22日に、これまで報告を求めてきた事案に対して指導を行うとともに、9月以降に発生した事案について適切な対応を行うことを要請した。今後も必要に応じて指導等を行っていく。

指導の概要

● 「いいね！」ボタン

ソーシャルプラグインである「いいね！」ボタンの設置されたサイトを閲覧した場合、当該ボタンを押さなくてもユーザーID、アクセス履歴等の情報がフェイスブック社に送信される事案。

ユーザーへの分かりやすい説明の徹底、本人の同意の取得、本人からの削除要求への適切な対応等

● ケンブリッジ・アナリティカ

ケンブリッジ大学のコーガン博士が、2013年にフェイスブックのプラットフォーム上に作成した性格診断アプリを通じて取得した個人情報をケンブリッジ・アナリティカに提供していた事案

プラットフォーム上の第三者が開発したアプリケーションの活動状況の監視の徹底等

対応の要請

フェイスブックのシステム上の脆弱性を利用したハッキングによる不正アクセス事案

- ① 日本国内のユーザーに対する通知
- ② 徹底した原因究明・再発防止策の策定

漏えい等発生時の体制の整備

- ① 本人への速やかな連絡
- ② 日本語での公表
- ③ 当委員会への報告

最近の執行事例② (株) リクルートキャリアに対する勧告

令和元年8月26日(月)、(株)リクルートキャリアに対し、個人情報保護法第42条第1項に基づく勧告を行った。

【事案の概要】

- ◆ (株)リクルートキャリアは、DMPフォローというサービス(本年8月5日、サービス廃止)において、顧客企業に対し、来年3月卒業見込みの就職活動中の学生の個人情報(リクルートキャリアが作成したアルゴリズムを使って算定した内定辞退予測率)を提供していた。
- ◆ 同社は、内定辞退予測率を顧客企業に提供するに当たり、プライバシーポリシーで、第三者提供することの同意を取得するスキームとしていたが、プライバシーポリシーを公表する際の手続き誤り等により、一部の学生に対しては、同意を取得することなく、提供していた。

勧告

【勧告事項】

- ① 個人データを取り扱う際に、適正に個人の権利利益を保護するよう、組織体制を見直し、経営陣をはじめとして全社的に意識改革を行う等、必要な措置をとること。
- ② 今後検討する新サービスにおいても、法に則り適正に個人データを取り扱うよう検討、設計、運用を行うこと。
- ③ 令和元年9月30日までに①の措置を実施し、具体的な措置の内容を同日までに報告すること。